

役員賠償責任保険の ご案内

(ご加入対象は、全日本私立幼稚園連合会の会員園を運営する「学校法人」となります。)

学校法人向け D&Oマネジメントパッケージ



全日本私立幼稚園連合会の役員賠償責任保険は、学校法人の経営に伴って発生する賠償責任から役員個人とご家族の財産を守るための保険です。

保護者から 教職員から 学校法人から
理事・監事としての責任を問われます。

保険期間 **2026年4月1日** (午後4時) ~ **2027年4月1日** (午後4時)

この保険は、全日本私立幼稚園連合会をご契約者とし、連合会員を記名法人とするD&Oマネジメントパッケージ（経営責任総合補償特約条項付帯 会社役員賠償責任保険）の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、ご契約者である全日本私立幼稚園連合会が有します。

2020年4月

私立学校法改正によってここが変わりました!

役員個人が賠償請求を受けた場合、

「役員個人の財産」で賠償しなければなりません!!

学校法人の経営を取り巻く環境の変化は、近年大きく加速しています。

私立学校のガバナンス強化の一環として、2020年4月施行の改正私立学校法では…

- 学校法人の経営を担う役員（理事・監事・評議員）の責任が明確化されました。
- 役員が賠償請求を受けた場合、ご家族（相続人）の財産にまで被害が及ぶ可能性があります!

【学校法人の役員責任をめぐる損害賠償請求事例】

視覚障害のある男性教員が、上司からパワハラや差別発言を受けたうえ不当に教科担当を外されたとして、学校法人、理事長、学園長に対して損害賠償請求と教壇復帰を求める訴訟を提起した。*

教職員の退職金のための積立金を取り崩し、デリバティブ取引によって巨額の損失を生じさせたとして、当該学校法人が取引に関与した理事に対し損害賠償を求める訴えを起こした。

* 侵害行為の定義のうちセクハラ、パワハラ等の行為を行った個人被保険者本人に対してなされた雇用関連損害賠償請求に起因する損害は補償の対象外です。

※ 上記は東京海上日動が作成した架空の事故例であり、実際に発生したものではありません。

※ D&Oマネジメントパッケージ商品でお支払い対象となる損害は事故内容やご契約内容によって異なります。

全日本私立幼稚園連合会会員園を運営する「学校法人」の役員の皆様を さまざまな賠償責任リスクからお守りします!

役員個人に関する補償

被保険者の範囲：役員、執行役員、管理職従業員、評議員、社外派遣役員

法律上の損害賠償金

損害賠償請求対応費用

争訟費用（弁護士費用）

公的調査等対応費用

信頼回復広告費用

他

法人に関する補償

被保険者の範囲：学校法人

法人内調査費用

第三者委員会設置・活動費用

他

● ハラスメント・不当解雇のほか、過労死・過労自殺も補償対象!

雇用関連トラブルについて、従業員から役員個人が賠償請求を受けた場合も補償します。

※ ハラスメント等が発生したことについて、役員個人が監督責任等を問われて賠償請求を受けるリスクを補償します。役員個人がハラスメント等の侵害行為を行い、その本人が賠償請求を受けた場合は、補償対象外です。

● ご家族（相続人）も手厚くお守りします!（個人被保険者には、相続人・破産管財人が含まれます。）

役員の皆様の相続人に対して、追加支払限度額（1名1億円限度、全体で3億円限度）を標準補償します。

● 退任後も補償を受けられるから安心!

役員を退任された後に補償が継続されなかった場合にも、自動的に保険期間を10年間延長して補償をご提供します。

※ 学校法人が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害は、補償の対象外です。

※ 学生や教職員の怪我・疾病等、他人の身体の障害・精神的苦痛についての損害賠償請求に起因する損害は、争訟費用のみが補償対象です。

※ これらの補償の概要は、D&Oマネジメントパッケージ商品に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細は、保険約款および付帯される特約条項によりますが、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく東京海上日動までお問い合わせください。

主な補償内容

補償項目 (お支払いする保険金)	補償の概要 (保険期間中に「対象事由(下線部)」が発生した場合に限り、保険金をお支払いします。)	補償対象地域		想定している手続き			保険期間中 支払限度額 (*1)	免責金額	
		日本国内	日本国外	民事	行政	刑事			
I 役員に関する補償	法律上の損害賠償金	個人被保険者が行った行為(不作為を含みます。)に起因して、個人被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、個人被保険者が負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。	○	○	○			なし	
	争訟費用	個人被保険者が行った行為(不作為を含みます。)に起因して、個人被保険者に対して損害賠償請求がなされたことに関する争訟(訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。)によって生じた費用(個人被保険者または記名法人の従業員の報酬、賞または給与等を除きます。)で、引受保険会社が必要、有益かつ妥当と認めたものであって、引受保険会社の事前の書面による同意を得て個人被保険者が負担したものに限り、賠償金をいいます。	○	○	○				
	損害賠償請求対応費用	個人被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況(ただし、損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況に限り、)が発生した場合または損害賠償請求がなされた場合に、個人被保険者がその状況または損害賠償請求に対応するために負担した費用をいいます。	○	○	○			なし	
	公的調査等対応費用	公的機関からの要請に基づき記名法人が法人内調査を開始した場合または記名法人に対して公的調査が開始された場合に、個人被保険者がその法人内調査または公的調査に対応するために負担した費用をいいます。	○	○		○			
	役員費用	刑事手続対応費用	日本国外において、個人被保険者に対して刑事手続が開始された場合に、個人被保険者がその刑事手続に対応するために負担した費用をい、個人被保険者が保釈条件に違反したときに刑事手続を管轄する裁判所が要求する金額に関し、その支払を保証するために発行する保釈保証書その他の金融商品にかかる保証料または手数料(保証金その他の担保は除きます。)を含みます。		○		○		
	財産または地位の保全手続等対応費用	日本国外において、個人被保険者に対して財産または地位の保全手続等が開始された場合に、その手続等がなされることを防ぐために個人被保険者が負担した費用をい、個人被保険者がその手続等に関して確認判決または差止め命令を請求する法的手続を行うために負担した費用を含みます。		○		○	○		
	信頼回復広告費用	個人被保険者に対して損害賠償請求または刑事手続がなされた場合であって、その損害賠償請求または刑事手続についての最終的な司法判断において個人被保険者に責任がないと認定されたときに、個人被保険者の評価または評判への影響を最小化する目的で、個人被保険者に責任がないと認定されたことを周知させるために個人被保険者が負担した費用をいいます。	○	○	○		○		
II 補償契約に関する補償	補償契約に関する補償 (保険期間中に I 「役員に関する補償」に規定する対象事由が発生した場合に限り、保険金をお支払いします。) 役員が被る損害について、記名法人が、法律、契約または定款等の規定に基づいて適法に、役員に対して補償を行ったことにより、記名法人が被る損害に対して、保険金をお支払いします。	I 「役員に関する補償」と同じ					I 「役員に関する補償」と同額(共有)	保険証券(*2)の「請求あたりの免責金額の上限」欄に記載された免責金額と同額	

補償項目 (お支払いする保険金)	補償の概要 (保険期間中に「対象事由(下線部)」が発生した場合に限り、保険金をお支払いします。)	補償対象地域		保険期間中 支払限度額 (*1)	免責金額	
		日本国内	日本国外			
III 記名法人に関する補償(*3)	法人内調査費用	記名法人において、不祥事が発生した場合または発生したことが疑われる場合に、その不祥事に関して行う法人内調査(※)を開始した場合に、法人内調査を行うために記名法人が負担した費用(記名法人に雇用されている者に対して定期的に支払う給与、提訴請求対応費用、危機管理コンサルティング費用等を除きます。)をいいます。 (※) この保険契約の保険期間の末日の翌日以降180日が経過するまでの期間に、公的機関に対する文書による届出もしくは報告または新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットもしくはこれらに準じる媒体による発表または報道により、その調査を行ったことを公表したものに限り、賠償金をいいます。	○	○	1,000万円	なし
	第三者委員会設置・活動費用	記名法人が第三者委員会を設置した場合に、第三者委員会の活動、調査または報酬のために、記名法人が負担した費用(記名法人に雇用されている者に対して定期的に支払う給与、監督官庁による定期的な検査への対応費用や調査費用等を除きます。)をいいます。	○	○	5,000万円	なし

緊急費用	補償の概要	保険期間中支払限度額(*1)	免責金額
	次の条件をすべて満たす場合において、役員に関する補償(Iに定めるもの)・補償契約に関する補償(IIに定めるもの)・記名法人に関する補償(IIIに定めるもの)について、引受保険会社の事前の書面による同意を得ず、記名法人や役員が負担した費用をいいます。 ① 被保険者が緊急性が高いと合理的に判断する状況において、被保険者がこれらの費用を負担したこと。 ② これらの費用を最初に負担した日から起算して30日以内に引受保険会社の同意を求めたこと。 ③ これらの費用が必要、有益かつ妥当なものであったとして、引受保険会社が事後的に同意すること。	500万円	なし

*1 上表の「保険期間中支払限度額」は、契約全体の保険期間中総支払限度額の内枠となります。

*2 お申し込み時点では、「保険証券」とあるところは、「加入依頼書」をご確認ください。

*3 記名法人に対してなされた損害賠償請求に起因する損害は、補償対象外です。

年間保険料のご案内

保険期間 **2026年4月1日** (午後4時) ~ **2027年4月1日** (午後4時)

保険期間中 総支払限度額		事業活動収入 (決算書上の事業活動収入の合計)			
		1.5億円以下	1.5億円超~3億円以下	3億円超~10億円以下	10億円超~50億円以下
A	3億円	121,500円	124,000円	132,500円	177,000円
B	1億円	64,500円	66,000円	71,000円	94,500円
C	5,000万円	46,000円	46,500円	50,000円	66,500円

※保険料は直近会計年度の事業活動収入により決定します。

【ご加入方法】

Web加入システムによる手続きとなります。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。

① Web加入システムにて加入手続き

- ・直近会計年度の事業活動収入 (学校法人単位) を百万円単位で入力し、加入プランを選択して申込みます。
- ・申込みが完了すると「お申込受付完了メール」が登録メールアドレスに届きます。

② 保険料のお支払い

「お申込受付完了メール」に記載された口座へお振込みください
(振込手数料はご加入者のご負担となります)。



【ご加入スケジュール】

	加入手続き	保険料のお支払い
4月1日から 補償開始の場合	2026年3月10日(火)まで	2026年3月17日(火)まで
中途加入の場合*	毎月15日まで	毎月17日まで

*加入手続き・保険料のお支払い完了後、翌月1日午前0時より補償開始

※加入期間によって必要な保険料が異なりますので、事前に取扱代理店までお問い合わせください。

●重要事項説明書の内容については、右のQRコードまたは以下のURLからのアクセス先に掲載の重要事項説明書よりご確認ください。

(重要事項説明書は印刷またはダウンロードし、保管されることをおすすめいたします。)

URL <https://kaijoshoji.co.jp/insured/group-2026/zennichidandojuu.pdf>



●重要事項説明書の書面をご希望の方は裏表紙記載の取扱代理店までご連絡ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

このご案内はD&Oマネジメントパッケージの概要についてご紹介したものです。詳細は団体が保険会社と契約する保険契約の普通保険約款とこれに付帯される特約の規定に従います。保険約款は、保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります。保険約款内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店または保険会社までお問い合わせください。

《事故の際のご連絡方法について》

事故が発生した際は、取扱代理店までご連絡ください。取扱代理店より専用の事故報告用紙をお送りしますので、必要事項をご記入のうえ、右記送付先までメールでご送付願います。

メール: MAILMG12@tmnf.jp

お問い合わせ・連絡先

【取扱代理店】

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

担当課 (支社)